

国立大学法人東京農工大学国際交流委員会細則の一部改正（案）

現行	改正案	改正理由
<p>(組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(5) (略) (6) <u>グローバル教育院副院長及びグローバル教育院から選出された教員 1人</u> (7)～(8) (略)</p> <p>2 前項第3号から<u>第6号(グローバル教育院副院長を除く。)</u>まで及び第8号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(小委員会) 第8条 委員会に、次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。 (1) <u>学生交流小委員会</u> (2) <u>削除</u> (3) その他委員会が必要と認める小委員会</p>	<p>(組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(5) (略) (6) グローバル教育院副院長 (7)～(8) (略)</p> <p>2 前項第3号から<u>第5号</u>まで及び第8号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(小委員会) 第8条 委員会に、次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。 (1) <u>国際教育交流プログラム小委員会</u> (削る) (2) その他委員会が必要と認める小委員会</p>	<p>グローバル教育院の運営体制の見直しに伴う委員の変更及び小委員会の設置による改正</p>

別表  
(新設)

別表

小委員会名称	委員構成	所掌事項
<u>国際教育交流プログラム小委員会</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国際交流委員会が選出した者 1人</u></li> <li>・<u>農学研究院及び工学研究院から選出された教員 各1人</u></li> <li>・<u>工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教員 各1人</u></li> <li>・<u>連合農学研究科から選出された本学の教員 1人</u></li> <li>・<u>グローバル教育院から選出された教員 2人</u></li> <li>・<u>その他小委員会が必要と認めた者</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国際教育プログラムに関する企画・立案・調査</u></li> <li>・<u>学生の海外派遣、留学生の受入れに関する企画・立案・調査</u></li> <li>・<u>国費留学生の選考に関すること</u></li> <li>・<u>大学間及び部局間交流協定に関すること</u></li> <li>・<u>その他必要な事項</u></li> </ul>

小委員会名称	委員構成	所掌事項	(削る)	
<u>学生交流小委員会</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>第3条第1項第2号の委員 1人</u></li> <li>・ <u>第3条第1項第3号の委員</u></li> <li>・ <u>第3条第1項第4号の委員</u></li> <li>・ <u>第3条第1項第5号の委員</u></li> <li>・ <u>第3条第1項第6号の委員 1人</u></li> <li>・ <u>学務部長</u></li> <li>・ <u>その他小委員会が必要と認めた者</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>学生の海外派遣に関すること。</u></li> <li>・ <u>留学生の受入れに関すること。</u></li> <li>・ <u>国費留学生(大学推薦)等の選考に関すること。</u></li> <li>・ <u>留学生の学習及び生活支援に関すること。</u></li> <li>・ <u>その他必要な事項</u></li> </ul>		

附 則

この細則は、令和4年5月16日から施行する。